

「旧四級小型船舶操縦士免状の引換え」と「更新」のお知らせ

旧四級小型船舶操縦士免状の交付を受けた日	新免状への引換え期間
昭和49年5月26日から昭和50年12月31日まで	昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで
昭和51年1月1日から昭和51年9月30日まで	平成元年4月1日から平成2年3月31日まで
昭和51年10月1日から昭和52年9月31日まで	平成2年4月1日から平成3年3月31日まで
昭和52年10月1日から昭和55年3月31日まで	平成3年4月1日から平成4年3月31日まで
昭和55年4月1日から昭和58年4月29日まで	平成4年4月1日から平成5年3月31日まで

●海技免状は、五年ごとに身体適性、知識、技能のチェックを受けて更新しましょう。有効期間満了日以前一年の間に更新を受けないと免状は失効します。

●免状が失効した方は、失効再交付講習を受講して再交付

付申請を行って下さい。

●昭和四十九年五月二十六日から昭和五十八年四月二十九日まで取得した旧四級小型船舶操縦の免状は、別表のとおり交付日に応じ、平成五年三月三十一日までの所定の期間に新免状に引換えて下さい。

※問い合わせ

九州運輸局船員部船舶職員課(093-332-18094)

転入・転出届をお忘れなく

春は進学・就職・転職等で住所の異動が最も多い季節です。皆さんが左表に該当する

場合は、民生課窓口で手続きをして下さい。

少年の家出を防ごう

門警署
長警察

例年春は、進学や就職などで、少年にとっては著しく環境が変化します。このため、悩みごとや心配ごとが多くなり家出する少年が増えています。

少年の家出は、シンナー遊びや盗みなどの非行に走ったり、悪い大人につけ込まれて

三月十五日から四月十五日までの間を「家出少年発見保護活動強化月間」に指定し、

家出少年の早期発見、保護。少年を食い物にする大人の犯罪の取締りなどの活動を進めてまいります。

家出らしい少年を見かけたときは、早く警察に知らせて下さい。

警察署の防犯係では、親身になって皆さんからの相談に応じています。

長門警察署防犯係
☎08372②0110

運転免許証の更新手続きについて

運転免許証の更新(切替)は、有効期間の満了する誕生日の1か月前から手続きができます。

更新手続きに必要なものは、免許証、写真一枚(縦三・〇センチ、横二・四センチ)及び手数料です。

このたび元号が変わりましたが、有効期間を間違えないようにして下さい。

有効期間が、昭和の元号になっている方は、

○昭和六十四年の誕生日まで有効/平成元年の誕生日まで。

○昭和六十五年の誕生日まで有効/平成二年の誕生日まで。

○昭和六十六年の誕生日まで有効/平成三年の誕生日まで。

○昭和六十七年の誕生日まで有効/平成四年の誕生日まで。

と読み替えて更新手続きをして下さい。

問い合わせ 長門警察署まで
☎08372②0110

日本商工会検定合格者

三級
●北村奈津子(四年)野波瀬
●金子智津子(六年)湯免

全珠連検定合格者

三級
●田辺知里(六年)上中小野
お詫び

二月号で珠算検定三級合格者田村佳子さんの住所は土手(下中小野と記載)でした。訂正してお詫びいたします。